

(介護予防) 訪問リハビリテーションみがわ

重要事項説明書

1. 事業所の概要について

(1) 事業所の名称等

施設名	(介護予防)訪問リハビリテーションみがわ
開設年月日	平成16年12月1日【訪問リハビリテーション】 平成18年4月1日【(介護予防)訪問リハビリテーション】
指定の有効期限	令和4年12月1日【訪問リハビリテーション】 令和6年4月1日【(介護予防)訪問リハビリテーション】
所在地	水戸市見川町2131-105
電話番号	029-305-6868
FAX番号	029-305-6900
管理者名	大橋 秀記
介護保険指定番号	0870102225

(2) (介護予防)訪問リハビリテーションの目的と運営方針

当事業所は、要介護状態および要支援状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように当事業所を利用して、理学療法・作業療法、その他必要なりハビリを行うことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図ることを目的とします。

当事業所は、利用者様の要介護状態および要支援状態の軽減、もしくは悪化又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

(3) (介護予防)訪問リハビリテーションの職員体制(令和3年4月1日現在)

	常勤	常勤 兼務	非常勤	非常勤 兼務	常勤 換算	業務内容
管理者 (施設長)		1			0.5	利用者の病状を把握し、診察・健康管理及び保健衛生指導を行い、施設のすべての業務を統括管理する。

医 師				1	0.5	利用者の病状を把握し、診察・健康管理及び保健衛生指導等を行う。
リハビリ職員		5			1.0	医師の指示のもと、利用者の機能回復の促進及び機能低下を予防する業務を行う。
理学療法士		3			0.6	
作業療法士		2			0.4	

(4)事業の実施区域

当事業所が通常の事業を行う区域は、水戸市（第一、第二、第三、第四、第五、緑岡、赤塚、見川、双葉台、笠原、石川、千波中学区内）の区域とします。

(5)営業日

営業日及び営業時間は以下のとおりといたします。

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	10：00～17：00
休業日	土・日曜日・年末年始（12/30～1/3）

2. サービス内容について

- (1) 当事業所では、（介護予防）訪問リハビリテーションサービス（以下「訪問リハビリサービス」という。）の提供の開始に際しては、訪問リハビリサービス申込者様またはそのご家族様等に対して訪問リハビリサービスの選択等に資する重要事項を記した「重要事項説明書」を用いて、理解しやすいように説明をさせていただきます。また、訪問リハビリサービスの提供に関する契約書並びに「重要事項説明書」に関する同意書に利用者様及びそのご家族様等にご署名をいただきます。
- (2) 当事業所は、訪問リハビリサービスが開始されましたら、利用者様及びそのご家族様等を含め、医師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、福祉用具専門相談員、介護職員、看護職員、他の事業者の担当者等を招集したリハビリテーション会議を開催します。多職種による多角的な視点から利用者様の支援方針を決めさせていただきます。
- (3) 当事業所は、それぞれの利用者様に応じて、医師の指示に従い（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成します。また、リハビリテーション計画に基づき、利用者様の日常生活がより活動的なものとなるように、身体面では、筋

力・体力・バランスの改善、精神面では、知的能力の維持改善等のリハビリテーションを行います。

3. 訪問リハビリサービスの費用について

(1) 要介護者の基本料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分になります。

① リハビリテーション利用1回（20分以上）あたりの利用料金

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	324円	648円	972円
要介護2	324円	648円	972円
要介護3	324円	648円	972円
要介護4	324円	648円	972円
要介護5	324円	648円	972円

② リハビリテーション利用2回（40分以上）あたりの利用料金

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	648円	1,296円	1,944円
要介護2	648円	1,296円	1,944円
要介護3	648円	1,296円	1,944円
要介護4	648円	1,296円	1,944円
要介護5	648円	1,296円	1,944円

(2) 要介護者の各種加算（1割・2割・3割負担）

	各種加算項目	単位	金額（負担割合）		
			1割	2割	3割
1	短期集中リハビリテーション実施加算 （退院（所）日又は認定日から起算して 3ヶ月以内）	日額	211円	422円	633円
2	リハビリテーションマネジメント加算（A）イ	月額	190円	380円	570円
3	リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ	月額	225円	450円	675円
4	リハビリテーションマネジメント加算（B）イ	月額	475円	950円	1,425円

5	リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ	月額	510円	1,020円	1,530円
6	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	1回	△53円	△106円	△159円
7	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	2回	△106円	△212円	△318円
8	移行支援加算	日額	18円	36円	54円
9	サービス提供体制強化加算（I）	日額	7円	14円	21円
10	新型コロナウイルス感染症への対応 （1ヶ月の訪問サービス費+各種加算費）×0.1%（9月30日まで）	日額	月により 金額変動	月により 金額変動	月により 金額変動

※ 上記の金額は、法定単位数に地域加算率（水戸市内の訪問リハビリは1単位＝10.55円）を乗じて端数処理を行った1割・2割・3割負担の金額を表示しています。厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

(3) 要支援者の基本料金

介護保険制度では、要支援認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分になります。

① リハビリテーション利用1回（20分以上）あたりの利用料金

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	324円	648円	972円
要支援2	324円	648円	972円

② リハビリテーション利用2回（40分以上）あたりの利用料金

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	648円	1,296円	1,944円
要支援2	648円	1,296円	1,944円

(4) 要支援者の各種加算（1割・2割・3割負担）

	各種加算項目	単位	金額（負担割合）		
			1割	2割	3割
1	短期集中リハビリテーション実施加算 （退院（所）日又は認定日から起算して 3ヶ月以内）	日額	211円	422円	633円
2	事業所の医師がリハビリテーション 計画の作成に係る診療を行わなかつ た場合	1回	△53円	△106円	△159円
3	事業所の医師がリハビリテーション 計画の作成に係る診療を行わなかつ た場合	2回	△106円	△212円	△318円
4	事業所評価加算	月額	127円	127円	127円
5	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	日額	7円	14円	21円
6	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	日額	4円	8円	12円
7	新型コロナウイルス感染症への対応 （1ヶ月の訪問リハビリサービス費+各種加算 費）×0.1%）（9月30日まで）	日額	月により 金額変動	月により 金額変動	月により 金額変動

※ 上記の金額は、法定単位数に地域加算率（水戸市内の訪問リハビリは1単位＝10.55円）を乗じて端数処理を行った1割・2割・3割負担の金額を表示しています。厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

(5) 交通費

通常の事業実施地域にお住まいの方は基本の訪問リハビリサービス料金に含まれます。通常の事業実施地域以外にお住まいの方は、事業実施区域を出た所から1kmを超えるごとに115円が追加料金として加算されます。

(6) その他の費用

訪問リハビリサービスの実施に必要な居宅での水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者様のご負担となります。

(7) 支払い方法および領収書の発行

当事業所は、前月（月末締め）の利用料金の請求書を毎月 10 日ごろまでに発行し、所定の方法により交付いたします。お支払いの方法は原則として、ご利用者様又はご家族様等のご口座より、毎月 15 日にお引落させていただきます。（口座が都市銀行の場合は、27 日となります。）それ以外の方法は別途話し合いのうえ、双方合意した方法により行います。

領収書につきましては、お引き落としをさせて頂いた日付にて、領収書に領収印（領収日入り）を押し、翌月に当月利用のご請求書と併せてお渡し致します。また、ご自宅でのお支払いの方は、訪問した職員がお預かりし、後日、ご訪問の際にお預かりした日の日付にて領収書に領収印（領収日入り）を押し、次回訪問の際にお渡しいたします。（訪問リハビリをご利用の利用者様は、なるべく「口座引落」をご利用ください。）

4. 利用のキャンセルの料金について

ご利用日の当日にその日の利用をキャンセルされる場合は、当日の朝 9 時 00 分までにお休みする旨のご連絡をください。利用者様のお休みが確認できず、ご訪問してしまった場合はキャンセル料が発生します。その場合は、キャンセル料としてご利用料金の自己負担分の全額（1 日分）をご請求いたします。ただし、ご利用者様の状態の急変時や、緊急やむを得ない事情がある場合において、連絡が遅くなってしまったなどの場合は、キャンセル料のご請求はいたしません。ご理解とご協力をお願いします。

5. 文書の取扱いについて

(1) 書類の作成及び記録

当事業所は、書類の作成・保存等を電磁的記録により行います。書類の作成においては、事業所で使用するパソコン等で行います。書類の記録においては、パソコン等に備え付けられたハードディスク等、または USB 記録媒体、CD-ROM、インターネットを使用したクラウド上の大型記録媒体等を使用します。

(2) 文書の交付・説明・同意・承諾・締結

当事業所は、利用者様及びそのご家族様等に事前に承諾を得たうえで電磁的方法により、各文書の交付、重要事項説明書等の説明、各書類等の同意・承諾、契約書などの締結を行う場合があります。

6. 勤務体制の確保について

(1) 従業員の勤務体制

当事業所は、利用者様に対し、適切な訪問リハビリサービスを提供できるように以下の勤務体制を確保します。

- 日勤帯…8：30～17：30

(2) 従業員の資質の向上

当事業所は、職員の資質向上のために研修や勉強会を定期的に行います。

7. 人権擁護・虐待の防止について

(1) 当事業所は、利用者様の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- 人権擁護・虐待防止のため職員に対する研修を定期的に行います。
- 人権擁護・虐待防止のための指針を整備し担当者を定めます。
- 人権擁護・虐待の発生及び再発防止のため委員会を適宜開催し、その結果を従業員に周知します。
- 利用者様及びそのご家族様等からの苦情に迅速に対応します。

(2) 当事業所は、訪問リハビリサービスの提供中に、職員または養護者（入所者様のご家族様等で高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は速やかにこれを水戸市に通報します。

8. 緊急時の連絡体制について

当事業所は、ご利用者の体調・病状に著しい急変が見られた場合、訪問リハビリサービス提供の中止を行うとともに、医師・担当介護支援専門員、ご家族様等へ連絡致します。

9. 職員への迷惑行為等について

利用者様及びそのご家族様等から、職員への迷惑行為として、コップを投げつける、蹴る、叩く、手をつねるなどの行為や、怒鳴る、大声を出す、威圧的な態度で文句を言い続けるなどの行為、必要もなく抱きつく、卑猥な言動を繰り返すなどの行為はしないでください。（※利用者様が認知症状を患っている場合は、配慮させていただきます。）このような事象が発生し事実関係が認められた場合は、訪問リハビリサービスの中断や契約の解除を行う場合がございます。お互いの信頼関係を築く為にもご協力をお願い致します。

10. 業務継続計画について

- (1) 当事業所は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者様に対する訪問リハビリサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定します。当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、すべての職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画変更を行います。

11. 衛生管理等について

- (1) 当事業所は、食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な検査を定期的に行います。また、医薬品及び医療機器の管理を適正に行います。
- (2) 当事業所は、事業所内において感染症又は食中毒の予防又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を行います。
 - 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヵ月に1回開催し、その結果をすべての職員に周知します。
 - 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - 事業所において、すべての職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び勉強会を定期的に行います。

12. 掲示について

当事業所は、運営規程等を事業所内に備え付け、かつこれを利用者様又はその家族様等に自由に閲覧できるようにします。

13. 秘密の保持・個人情報の保護について

当事業所のすべての職員は、在職中も退職後も正当な理由なく業務上知り得た入所者様又はその家族様等の秘密及び個人情報をもらしません。ただし、その他の事業所等に入所者様及びそのご家族様等に関する情報を提出する際には、あら

かじめ文書等により同意を得ます。

14. 事故発生の防止及び発生時の対応について

当事業所では、安全かつ適切にサービスを提供する為に、事故発生の防止に関する指針を定め、事故発生の防止をするための体制整備をとっています。

また、訪問リハビリサービス提供時に重大な事故等が発生した場合は、ご利用者様及びそのご家族様等に対し必要な措置を講ずるとともに、水戸市へ速やかに連絡いたします。

15. 賠償責任について

当事業所は、利用者様に対する訪問リハビリサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

16. 契約の終了について

(1) 契約の終了について

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下の事項に該当するにいたった場合には、当事業所との契約は終了し、利用者様に訪問リハビリサービスの利用終了をしていただくこととなります。

- ① 当事業者が解散もしくは破産した場合、又はやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合
- ② 当事業所の滅失や重大な毀損により、利用者様に対する訪問リハビリサービスの提供が不可能になった場合
- ③ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ④ 契約者様から利用終了の申し出があった場合（詳細は以下※参照 1）
- ⑤ 当事業所から利用終了の申し出を行った場合（詳細は以下※参照 2）

※ 参照 1：契約者からの利用終了の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても契約者様から利用終了を申し出ることができます。その場合には利用終了を希望する日の7日前までに申し出てください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、利用を終了することができます。

- 介護保険給付対象サービス費または、その他の利用料金の変更に同意できな

い場合

- 利用者様が病院又は診療所に長期に渡り入院された場合
- 当事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める訪問リハビリサービスを実施しない場合
- 当事業者もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- 当事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

※ 参照 2：事業者からの申し出により利用終了していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から利用終了をしていただくことがあります。

- 利用者様が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 契約者様による、訪問リハビリサービスの利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- 利用者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 利用者様が病院又は診療所に長期に渡り入院された場合
- リハビリテーションの目標を達成された場合、もしくは効果に期待が出来なくなった場合

(2) 円滑な利用終了のための援助

利用者様が利用終了をする場合には、契約者の希望により、当事業所は利用者様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な利用終了のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業所の紹介
- その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

17. 要望・苦情について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付担当者	理学療法士 笠原 鉄聡
○ 受付時間	9：00～17：00 (土・日及び12/30～1/3を除く)
○ 電話番号	029-305-6868
○ FAX 番号	029-305-6900
○ メールアドレス	migawa@almond.ocn.ne.jp

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

水戸市福祉部 介護保険課	所在地 水戸市中央1丁目4番1号
	TEL029-297-1018 FAX029-232-9230
	受付時間：月～金曜日 8時30分～17時15分 休業日：土・日曜日、祝日
茨城県 国民健康保険 団体連合会	所在地 水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館内
	TEL029-301-1565 FAX029-301-1579
	受付時間：月～金曜日 9時～16時 休業日：土・日曜日、祝日
茨城県 社会福祉協議会	所在地 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F
	TEL029-305-7139 FAX029-305-7194
	受付時間：月～金曜日 9時～16時 休業日：土・日曜日、祝日

(3) 第三者による評価の実施状況

当事業所が提供するサービスを第三者による評価を実施し、その評価結果を当法人のホームページにて開示いたします。

実施の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

18. ホームページについて

当事業所は、事業所の様々な情報として、重要事項説明書、料金表など、施設の規程や規則、活動記録やブログなど施設の日々の状況が確認できるホームページを開設しています。いつでも閲覧できますので是非ご利用ください。

ホームページアドレス	http://www.ohhashikai.or.jp 「みがわ」で検索できます。
------------	--

附則

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和1年5月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和1年10月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和2年5月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部改正し施行する。